

食品トレーサビリティの展開方向

食卓から農場へ
顔の見える関係の構築に向けて

平成14年10月

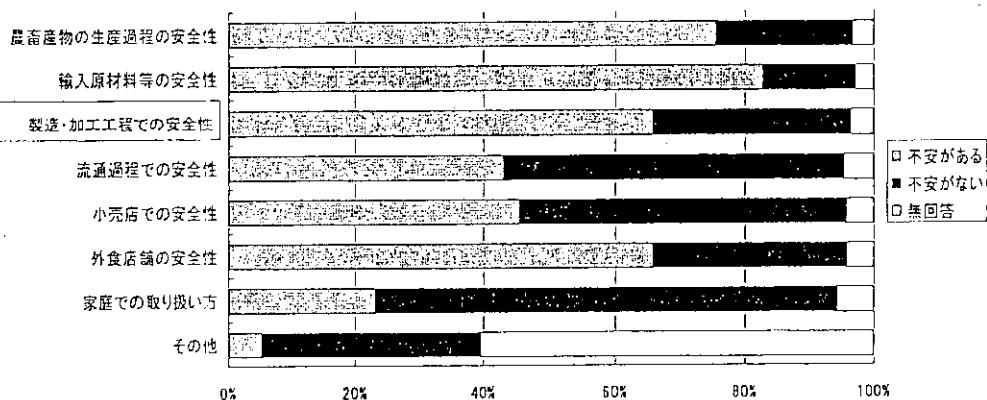
農林水産省総合食料局

食品の安全性を巡る状況

【トレーサビリティの必要性】

- ・ 食品に由来する危害要因の多様化(0157、ダイキン、残留農薬…)
- ・ BSE問題、食品の偽装表示による安全性への不信感
- ・ 食品流通の広域化・サービスの高度化により、食品事故等の原因究明が困難化
- ・ 消費者の疑問(誰が、どこで、どのように作ったか)への対応

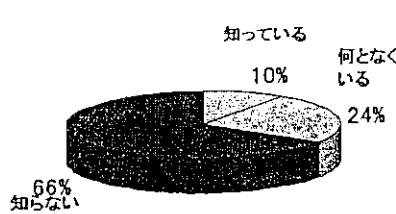
食品供給の各段階における消費者の不安 (13年11月)



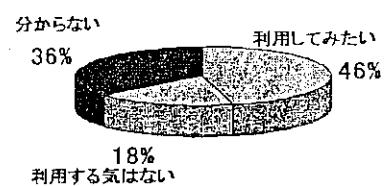
資料：食料品消費モニター調査結果(農林水産省消費生活課)

食品の表示に関するアンケート調査 (トレーサビリティ関係)

●トレーサビリティを知っているか？

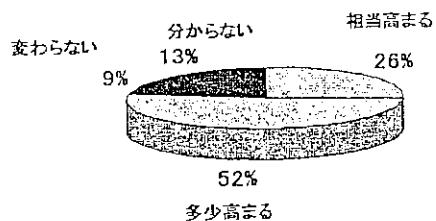


●本システムを利用して、食品の生産や
流通の履歴を確認してみたいと思うか？

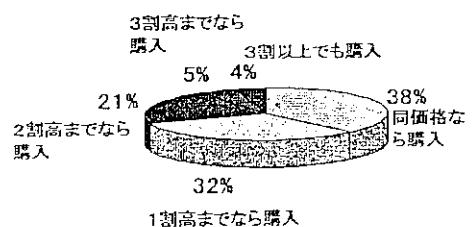


農林漁業金融公庫調べ(2002年8月)

●食品の安全性に関する信頼度は高まる
と思うか？



●どれくらい割高でも購入するか

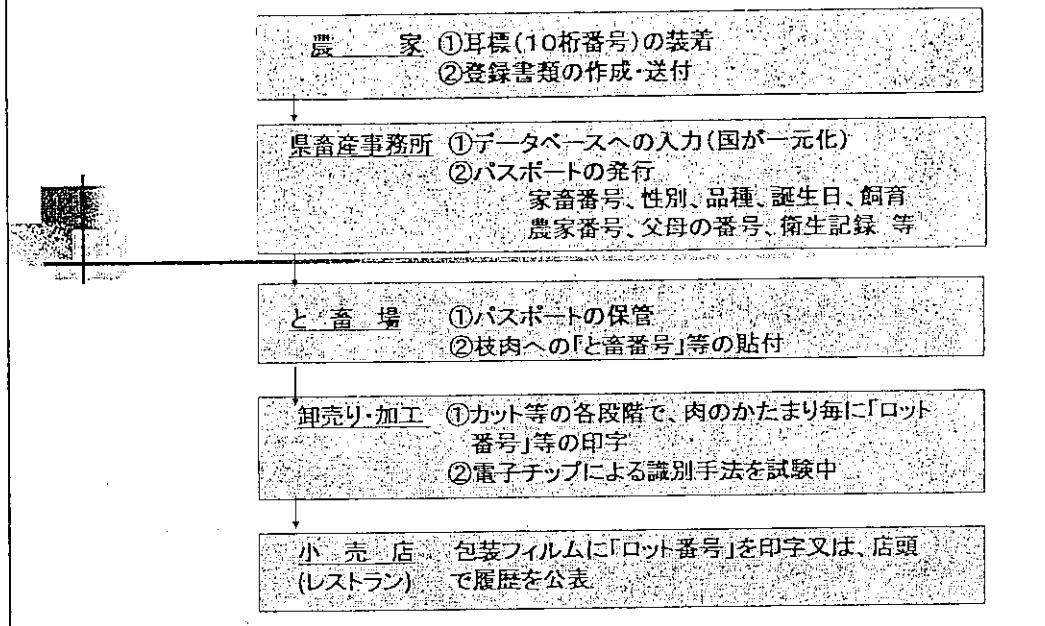


農林漁業金融公庫調べ(2002年8月)

食品におけるリスクについて

- 食品の安全性について大切なことは、健康への危害要因を100%排除することは出来ず、常にリスクが残るという認識。
- 安全性=「危険性が社会的に許容可能な水準に抑えられている状態」(ISO8402の定義を援用:新山)

【フランスにおける牛肉のトレーサビリティ】



【トレーサビリティとは？】

- 生産・加工・流通等のフードチェーンの各段階で食品とその情報を追跡できること

(スーパー等に並んでいる食品がいつ・どこで・どのように生産・流通されたかについて把握出来る仕組み)

BSE問題に関する調査検討委員会報告 (平成14年4月2日)(抜粋)

- トレーサビリティは最終商品から原材料へと追跡可能なシステムである。
- 食品の安全性の確保のためにトレーサビリティは、フードチェーン全体を通じた全ての食品に適用されるべきシステムである。また、リスク管理における重要な手法として位置づけられなくてはならない。

「食」と「農」の再生プラン 「農場から食卓へ」顔の見える関係の構築(抜粋)

—トレーサビリティシステムの15年度導入—

「農場から食卓」まで生産情報を届けるトレーサビリティシステムの導入

●スーパー等に並んでいる食品がいつ・どこで・どのように生産・流通されたかなどについて消費者がいつでも把握できる仕組み(トレーサビリティシステム)を15年度に導入します。

●また、これを実効あるものとするため、食品生産工 程履歴のJAS規格化など法制化の検討を行います。

トレーサビリティの定義

国際標準化機構：「考慮の対象となっているものの履歴、適用又は所在を追跡できること。」(ISO9000)

コーデックス：現在、一般原則部会、食品衛生部会、食品表示部会および食品輸出入検査証明システム部会において、検討中。

E U : 食品、飼料、畜産加工食品、あるいは食品や飼料に組み込まれることが意図されたり、予想される物質について、生産、加工、流通のあらゆる段階を通して、それらを追跡し遡って調べる能力」

(EU食品法の一般原則と一般要件の制定、欧州食品安全庁の設立に関する規制における定義(Regulation (EC) No. 178/2002))

【 トレーサビリティのねらい 】

- 食品事故等が発生した場合の製品回収や原因究明の迅速化
- 食品の安全性や品質・表示に対する消費者の信頼の確保

農林水産省におけるトレーサビリティシステム導入に当たっての基本的考え方

- トレーサビリティは、生産者又は事業者が自発的に取り組む任意のものとして導入されるべき
- 導入に当たっては、広範な事業者間の連携・協力が不可欠
- ガイドラインの作成等により一定の方向を示しつつ推進

1. モデル的なシステムの開発導入

- 食品毎の特性や流通実態に即した計画的なシステムの開発
- 生産・流通等の各段階における履歴情報の入出力、分別流通管理、検査分析のための設備等のあり方

2. 情報の信頼性の確保

(1)トレーサビリティシステムは、食品の安全性や品質・表示に対する消費者の信頼性を確保するための手法であり、

- ①関係事業者の自主的な保証
 - ②第三者機関による保証
 - ③国等行政による保証
- 科学的検証技術の開発・向上も必要

(2)生産行程履歴JAS制度の創設

- 食品の生産履歴の情報が適切に記録及び管理され、店頭での表示やインターネット等を通じて正確に消費者に伝えるシステムをJAS法の第三者認証による仕組みとして創設。
- 牛肉及び青果物については、早期に生産行程履歴JAS規格を制定し、その後、順次品目を拡大。

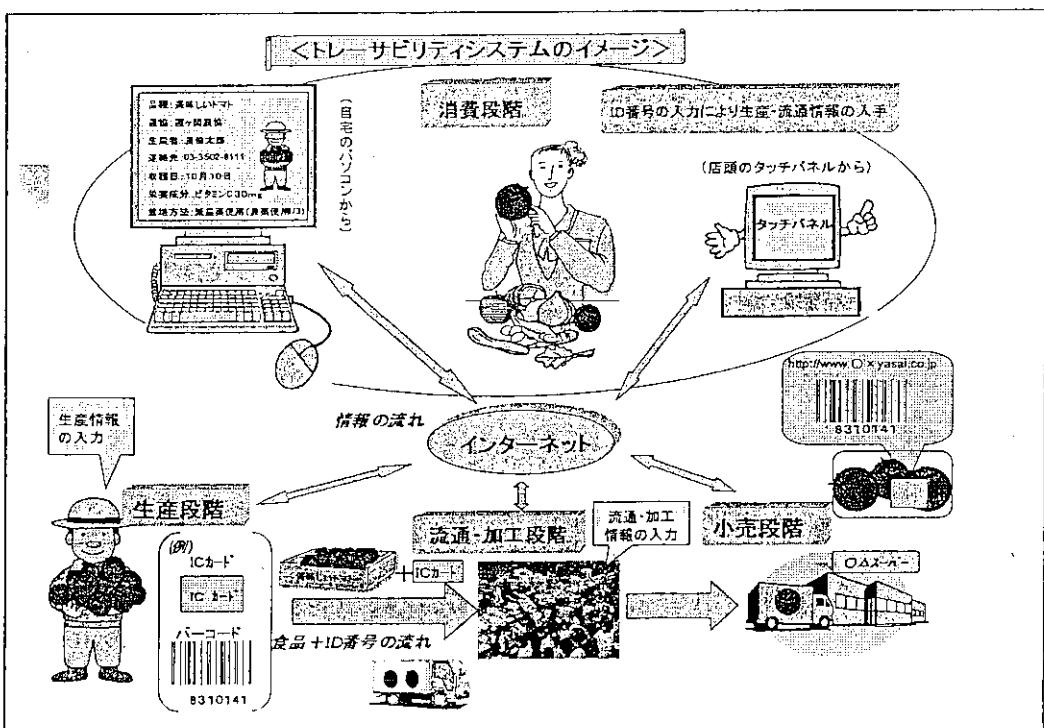
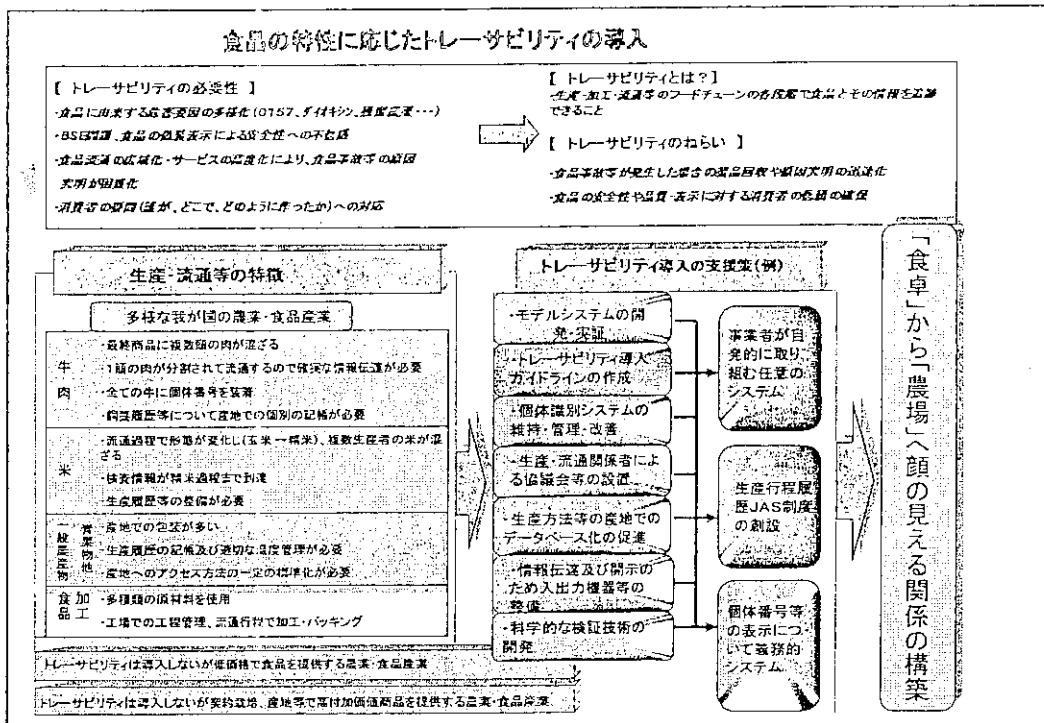
(3) 国産牛肉の義務化

- 国産牛肉については、トレーサビリティを義務付けることも検討。

生産段階での個体識別番号及び個体情報が、流通段階まで正確に伝達され、販売する牛肉に表示されることを義務付ける法制度について次期通常国会への提出も視野に入れ検討。

トレーサビリティシステム導入に 当たっての留意事項

- 各段階における記帳・保管
- 食品の特性に応じた記録・保管情報
- 追跡の単位
- 消費者に対する情報の提供方法
- 連携・協力体制の構築



牛肉トレーサビリティシステムの確立

1 趣旨

牛海綿状脳症（BSE）の発生等により牛肉の安全・品質に対する信頼を確保するため、家畜個体識別システムを利用した牛肉のトレーサビリティシステムについて、個体識別番号等の基本情報の信頼性を確保するための体制を整備とともに、農協等が整備する飼料給与歴等の付加価値情報を消費者に提供するシステムに対して支援。

2 事業内容

(1) トレーサビリティシステムの構築

家畜個体識別システムの維持・管理及び改善を行うとともに、トレーサビリティシステムの信頼を確保するためDNA鑑定による同一性の確認及び調査を行う体制の整備。

<(独)家畜改良センター運営費交付金

うち家畜個体識別システムの運営 766(0)百万円>

<牛肉トレーサビリティ業務委託費 1,106(0)百万円>

<牛肉トレーサビリティ業務事務費 197(0)百万円>

(2) 家畜個体識別情報活用促進

農協等において飼料給与歴等の付加価値情報をデータベース化し、あわせて、これらの情報についてインターネットを活用して消費者等へ提供するシステムの構築及びその実証展示等を推進。

<畜産新技術実用化対策事業

うち家畜個体識別情報活用促進 523(0)百万円>

3 事業実施主体（2の（2））

都道府県、市町村、農協等、民間団体

4 補助率（2の（2）） 1／2、10／10以内

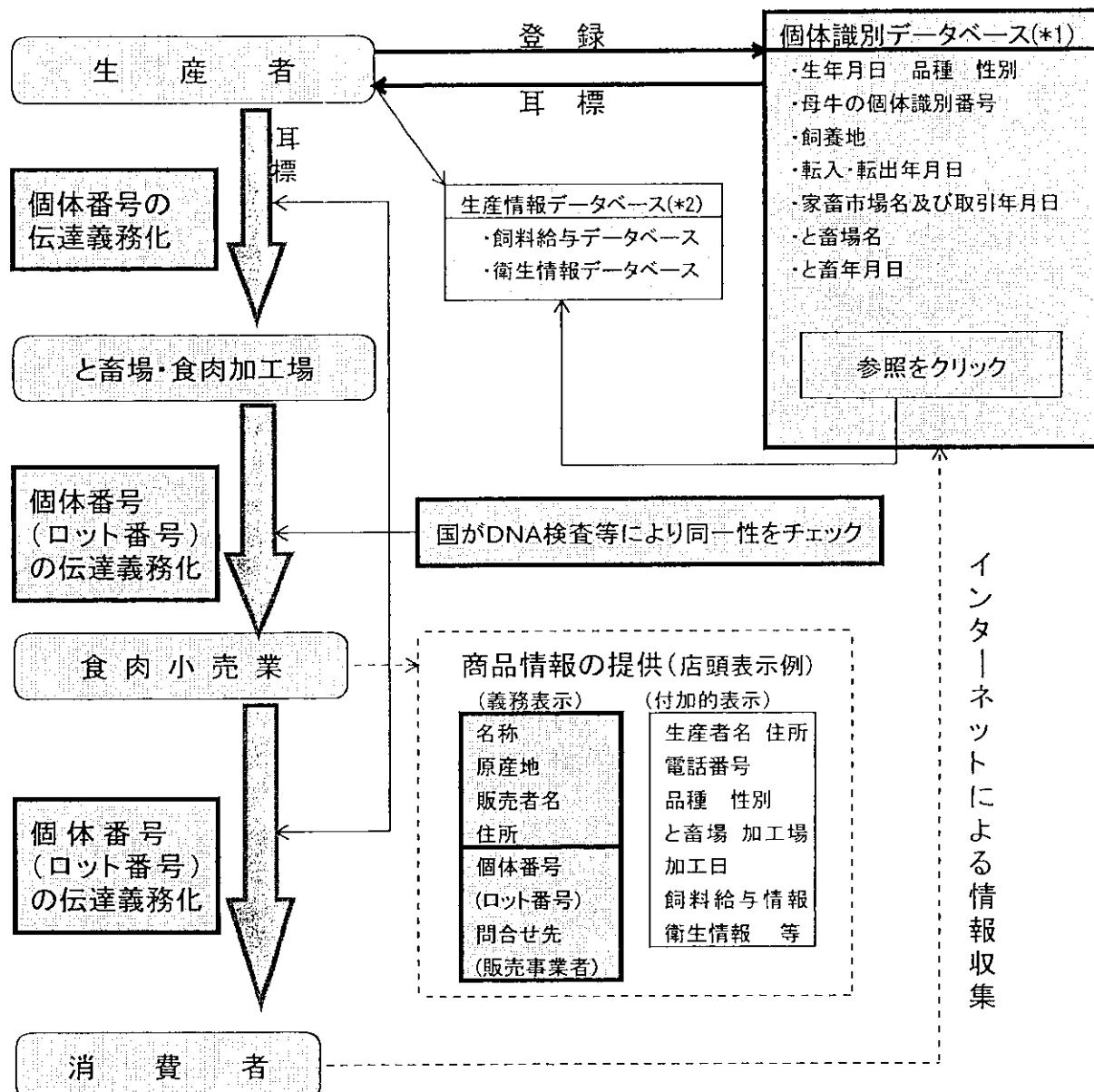
5 平成15年度概算要求額 2,592(0)百万円

[担当課：生産局畜産技術課・食肉鶏卵課]

牛に関する情報の伝達を可能とするための措置に関する法律案(仮称)について

農林水産省生産局

牛肉の安全・安心に対する消費者の信頼を確保するため、牛の個体識別情報を一元管理するとともに、個体番号等の表示を生産から流通・消費に至る各段階で義務付けること等により、「食卓から農場まで」の過程をしっかりとつなぐための制度を構築する。



注: * 1 (独)家畜改良センターがすべての牛の情報を管理する「家畜個体識別データベース」

* 2 都道府県、生産者グループ、量販店等が独自のデータベースを構築し、消費者を対象としたHP等による情報提供